

伊豆市自転車購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、東京2020大会自転車競技の開催地である伊豆市に自転車に関するレガシーの創出及びコロナ禍に対応した新たな生活様式への転換のため、市民の自転車利用を促進することを目的として、自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）を購入する者に対して、予算の範囲内において伊豆市自転車購入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる要件のいずれにも該当する自転車の購入に要する経費とする。

- (1) 公益財団法人日本交通管理技術協会が定める自転車安全整備制度に基づく自転車安全整備士による整備（TSマークの貼付を含む。）を受けていること。
- (2) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の防犯登録を受けた自転車であること。
- (3) 新車で令和3年4月1日以後に購入した自転車であること。
- (4) 主として営利を目的とする活動に用いるために購入した自転車でないこと。
- (5) 電動アシスト自転車にあつては、当該自転車の型式が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の3の認定を受けていること。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有している者
- (2) 市税及び上下水道料に滞納が無い者
- (3) 伊豆市暴力団員排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条第3号に該当しない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、自転車の購入金額（TSマーク発行手数料及び防犯登録料を含む。）に2分の1を乗じて得た額とし、当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、当該額が30,000円を超える場合は、30,000円とする。

2 補助金の交付を受けることができる自転車は、1人1台とする。

3 18歳未満の者が利用する自転車を購入し、保護者が当該自転車の申請をする場合は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けることができる自転車は、当該保護者が養育する18歳未満の者1人に対し1台とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、自転車を購入した日の翌日から起算して3か月以内又は自転車を購入した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、伊豆市自転車購入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。

- (1) 購入した自転車に係る領収書その他の補助対象自転車、購入日及び補助対象経費が確認できる書類の写し
- (2) 申請者名及び住所の記載のあるメーカーの保証書の写し
- (3) TSマーク付帯保険加入（控）の写し
- (4) 防犯登録証の写し
- (5) マイナンバーカードその他の市内に住所を有していることを証明する書類の写し

(交付決定及び確定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付を決定し、及び補助額を確定し、伊豆市自転車購入補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）

により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により交付の決定及び確定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、伊豆市自転車購入補助金請求書(様式第3号)により請求するものとする。

(使用の期間)

第8条 交付決定者は、自転車を購入した日の翌日から起算して2年間継続して使用しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 交付決定者は、前条に定める期間において、補助事業により取得した自転車を、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 交付決定者は、前項に規定する市長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ処分承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金交付の決定及び確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は24から既に使用した月数を減じた値を24で除して得た値に当該補助額を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第12条 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、伊豆市補助金等交付規則第16条の2の規定に準じて、加算金を市に納付しなければならない。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(令和3年度の申請に係る申請期限の特例)

2 令和3年4月1日から同年9月30日までに購入した自転車にあつては、第5条の規定にかかわらず、交付申請の期限は、市長が別に定める。

(失効)

3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた処分等に係る補助金については、同日後もなおその効力を有する。

4 この告示の失効前にした行為に対する補助金の返還については、この告示は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

(申請期限の特例)

2 令和3年12月1日から令和4年3月31日までに購入した自転車に係る交付申請の期限は、第5条の規定にかかわらず、令和4年6月30日とする。